

処 分 基 準 整 理 票

処分名	特別管理産業廃棄物収集・運搬業、処分業の事業の停止	
根拠法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)	(条項) 第 1 4 条の 6 において 準用する第 1 4 条の 3
基準法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(条項) 第 1 4 条の 6 において 準用する第 1 4 条の 3
所管部署	環境部 産業廃棄物対策課	
<p>【処分基準】 ・ 文書の名称【 】</p> <p>・ 掲載図書等【 】</p> <p>・ 内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 6 において準用する第 1 4 条の 3 に該当することを基準とする。なお、同条第 1 号に規定する「違反行為」とは次に掲げる行為をいう。</p>		
違反行為は罰則を記載した条文をもって記載		処分内容
土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反	(第 28 条第 2 号)	停止 90 日
虚偽管理票交付	(第 29 条第 8 号)	
管理票に係る勧告の措置命令違反	(第 29 条第 13 号)	
施設使用前検査受検義務違反	(第 29 条第 2 号)	停止 60 日
保管届出義務違反	(第 29 条第 1 号(第 12 条第 3 項又は第 12 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。))	停止 30 日
管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載	(第 29 条第 3 号)	
管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載	(同条第 4 号)	
管理票回付義務違反	(同条第 5 号)	
管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載	(同条第 6 号)	
管理票・同写し保存義務違反	(同条第 7 号)	
引受禁止違反	(同条第 9 号)	
虚偽管理票写し送付・虚偽報告	(同条第 10 号)	
電子管理票虚偽登録	(同条第 11 号)	
電子管理票報告義務違反・虚偽報告	(同条第 12 号)	

処理困難通知義務違反・虚偽通知 処理困難通知保存義務違反 土地の形質変更届出義務違反・虚偽届出 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反 業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反・虚偽届出 定期検査拒否・妨害・忌避 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反 処理責任者等設置義務違反 報告拒否、虚偽報告 立入検査拒否・妨害・忌避 技術管理者設置義務違反	(同条第 14 号) (第 29 条第 15 号) (同条第 16 号) (第 30 条第 1 号) (同条第 2 号) (同条第 3 号) (同条第 4 号) (同条第 5 号) (同条第 6 号) (同条第 7 号) (同条第 8 号)	停止 30 日
事故時応急措置命令違反	(第 29 条第 17 号)	応急措置に必要な期間の停止
その他の違反行為		停止 10 日

※ 違反が複数に及ぶ場合は、それぞれの停止期間を加算することができる。

【根拠法令・基準法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(事業の停止)

第十四条の三 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 一 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- 二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第十四条第五項第一号又は第十項第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
- 三 第十四条第十一項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

(準用)

第十四条の六 第十四条の三及び第十四条の三の二の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、第十四条の三第二号中「第十四条第五項第一号又は第十項第一号」とあるのは「第十四条の四第五項第一号又は第十項第一号」と、同条第三号中「第十四条第十一項」とあるのは「第十四条の四第十一項」と

と、第十四条の三の二第一項第五号中「前条第一号」とあるのは「第十四条の六において準用する前条第一号」と、同項第六号中「第十四条第一項若しくは第六項」とあるのは「第十四条の四第一項若しくは第六項」と、「第十四条の二第一項」とあるのは「第十四条の五第一項」と、同条第二項中「前条第二号又は第三号」とあるのは「第十四条の六において読み替えて準用する前条第二号又は第三号」と読み替えるものとする。

【参考法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第十四条の四第五項第一号

その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

第十四条の四第十項第一号

その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

第十四条の四第十項第一号

第一項又は第六項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第十条の十三 法第十四条の四第五項第一号（法第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準

イ 特別管理産業廃棄物が、飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ 廃油（特別管理産業廃棄物であるものに限る。以下この条及び第十条の十七において同じ。）、廃酸（特別管理産業廃棄物であるものに限る。以下この条及び第十条の十七第一号イ（2）において同じ。）又は廃アルカリ（特別管理産業廃棄物であるものに限る。以下この条及び第十条の十七第一号イ（2）において同じ。）の収集又は運搬を業として行う場合には、当該廃油、廃酸又は廃アルカリの性状に応じ、腐食を防止するための措置を講じる等当該廃油、廃酸又は廃アルカリの運搬に適する運搬施設を有すること。

ハ 感染性産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、当該感染性廃棄物の運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有すること。

ニ 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、応急措置設備等及び連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有すること。

ホ その他の特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、その収集又は運搬を行おうとする特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の収集又は

運搬に適する運搬施設を有すること。

へ 積替施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講じ、かつ、特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切り等が設けられている施設であること。

二 申請者の能力に係る基準

イ 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、その業務に直接従事する者が次に掲げる事項について十分な知識及び技能を有すること。

(1) 当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の性状に関し特に注意すべき事項

(2) 当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の性状に応じた取扱い

(3) 事故時における生活環境の保全上の支障を防止するために講ずる応急の措置

(4) 緊急時における連絡の方法

ハ 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(特別管理産業廃棄物処分業の許可の基準)

第十条の十七 法第十四条の四第十項第一号（法第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分を除く。以下この号において同じ。）を業として行う場合

イ 施設に係る基準

(1) 廃油の処分を業として行う場合には、火災の発生を防止するために必要な措置が講じられた当該廃油の処分に適する焼却施設、油水分離施設その他の処理施設であつて、消火器その他の消火設備及び処分する廃油の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。

(2) 廃酸又は廃アルカリ（シアン化合物を含むものを除く。）の処分を業として行う場合には、腐食を防止するために必要な措置が講じられた当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する中和施設その他の処理施設であつて、処分する廃酸又は廃アルカリの性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。

(3) シアン化合物を含む廃酸又は廃アルカリ（特別管理産業廃棄物であるものに限る。）又は当該廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの（特別管理産業廃棄物であるものに限る。）の処分を業として行う場合には、当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する分解施設その他の処理施設であつて、処分する廃酸又は廃アルカリの性状を分析す

ることのできる設備を備えたものを有すること。

- (4) 感染性産業廃棄物の処分を業として行う場合には、当該感染性産業廃棄物の処分に適する焼却施設その他の処理施設であつて、当該施設に感染性産業廃棄物を衛生的に投入することができる設備その他の附帯設備を備えたものを有すること。
- (5) 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の処分を業として行う場合には、当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の処分に適する焼却施設、分解施設、洗浄施設、分離施設その他の処理施設であつて、処分する廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
- (6) 廃石綿等の処分を業として行う場合には、当該廃石綿等の処分に適する熔融施設その他の処理施設を有すること。
- (7) 水銀若しくはその化合物を含む汚泥（特別管理産業廃棄物であるものに限る。）又は当該汚泥を処分するために処理したもの（特別管理産業廃棄物であるものに限る。）の処分を業として行う場合には、当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、ばい焼施設その他の処理施設であつて、処分する汚泥等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
- (8) シアン化合物を含む汚泥（特別管理産業廃棄物であるものに限る。）又は当該汚泥を処分するために処理したもの（特別管理産業廃棄物であるものに限る。）の処分を業として行う場合には、当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、分解施設その他の処理施設であつて、処理する汚泥等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
- (9) 汚泥（特別管理産業廃棄物であるものに限る。）及び（7）及び（8）に掲げるものを除く。）の処分を業として行う場合には、当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、分解施設その他の処理施設であつて、処分する汚泥等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
- (10) その他の特別管理産業廃棄物の処分を業として行う場合には、当該特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の処分に適する処理施設であつて、必要な附帯設備を備えたものを有すること。
- (11) 保管施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じ、かつ、特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれがないように仕切り等が設けられた施設であること。

ロ 申請者の能力に係る基準

- (1) 特別管理産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- (2) 感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処分に当たり必要な性状の分析を行う者が、特別管理産業廃棄物について十分な知識及び技能を有すること。
- (3) 特別管理産業廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有す

ること。

二 埋立処分を業として行う場合

イ 施設に係る基準

- (1) 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場であつて、受け入れる特別管理産業廃棄物の量及び性状を管理できる附帯設備を備えたもの並びにブルドーザーその他の施設を有すること。
- (2) 当該最終処分場の周縁の地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、その周辺の水域の水）について定期的に水質検査を行うための採水ができる設備を有すること。

ロ 申請者の能力に係る基準

- (1) 特別管理産業廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- (2) 感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の埋立処分に当たり必要な性状の分析を行う者が、特別管理産業廃棄物について十分な知識及び技能を有すること。
- (3) 特別管理産業廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。